

朝廷被仰出候間伊豆守御達可被成候尤去ル十四日
御達被申候書付八御取消可被成候以上

六月廿二日

松平伊豆守内
宮田 之進
福嶋豊治
松尾五郎
石井宇門

攘夷期限之義先達而布告二相成既二於長州

遵奉

叡慮断然及掃攘候間、此後外夷渡来候八、無二
念打払可き警衛之諸藩互相援尽力防禦可有之様
被仰出候事

筑前より建白

此節長州人多人数出国帝都近く押登り兵器をも相從^(カ)江要地

二楯籠天朝を奉要候始末其罪不輕義二付朝議之御威光

を以速二御敵罰可被加儀圭当之御事歟と奉存候然處彼か歎願

之趣意篤と勘考仕候處長門宰相様御父子御入京并藤原実

美殿病帰洛懇願之義且去秋以來天朝之御所置疑惑を生、

深淵之叡慮台命不奉恭承悶鬱塞之余り君臣上下

之名義を取失ひ及歎願候儀と相聞臣下之身分情合二おゐては

可憐次第哉と奉存候就而是其辺り御憐察被遊何と歟御寛大

之思召を以長州家老福原越後伏水^(マ)江相滞罷有候二付同所江大小

御目付衆御発向、御趣意御説得被為在、承腹不仕節は追

討被仰付之處二御決議相成、為御手当御譜代は勿論外藩

諸家之内江も人数出張被仰出候由二而美濃守家来有合之者共は

差出候様被仰付武門之面目二御座候間唯之形^{チノミ}滞京之人数中立

御門相固候斗二而誠二僅之儀二八候得共斯る急迫之御場合二

付右御門受持御免被仰付候八、少人数ながら可差出旨申上御配

凡 例

……………原文が難解なため、解読できなかったもの。

フリガナは原文にあったもので、これをそのまま表記した。

原文にはなかったが、次のような記号を付した。

(ママ) ……原文の間違いと思われるが、そのまま書き出したもの。

(カ) ……原文の間違いか、解読が不確かなもの。